

証券コード 3458

2025年5月12日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
株式会社シーアールイー  
代表取締役社長 亀 山 忠 秀

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本議案は、原案どおり承認可決され、2025年6月2日を効力発生日として、当社株式5,876,988株を1株に併合することといたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案どおり承認可決されました。なお、本件は、第1号議案の株式併合の効力が発生することを条件として、株式併合に伴う所要の変更を行うものであります。

以 上

## 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年6月2日を効力発生日として、5,876,988株を1株に併合すること（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の定めを廃止に伴い、株主様による特段のお手続は必要ございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式（以下、「端数相当株式」といいます。）を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主をSMFLみらいパートナーズ株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）及び京橋興産株式会社のみとすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年5月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日前日である2025年6月1日の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,700円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数相当株式の処分代金は、2025年9月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

2025年5月28日（水曜日）	（予定）	当社株式の売買最終日
2025年5月29日（木曜日）	（予定）	当社株式の上場廃止日

2025年6月2日（月曜日）	（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年9月上旬	（予定）	端数相当株式の処分代金の交付開始